特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
34	ふるさと思いやり寄附金に係るワンストップ特例申請制度関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、ふるさと思いやり寄附金に係るワンストップ特例申請制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ふるさと思いやり寄附金に係るワンストップ特例申請制度関係事務
②事務の概要	ふるさと思いやり寄附金に係るワンストップ特例申請制度に関する事務を行う。 ・紙の寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）の受付を行い、適切な年限保存する。 ・「ふるさと納税do」自治体マイページを経由したオンライン申請について、申請を受理し、特定個人情報を含む寄附者データをシステム内で保存する。 ・「さとふる」を経由したオンライン申請について、申請を受理し、特定個人情報を含む寄附者データを「ふるさと納税do」にcsv連携しシステム内で保存する。 ・上記3点の方法で得た特定個人情報を含む寄附者データを、寄附金税額控除のため税務課市民税係に共有する。
③システムの名称	ふるさと納税管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
ワンストップ特例申請書

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画部地域創生課
②所属長の役職名	地域創生課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市政策企画部地域創生課(みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-46-9067)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市政策企画部地域創生課(みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-46-9067)

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[○]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先との契約書の締結により、不正な使用がないよう管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和8年10月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年10月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	